

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱

令和3年9月30日

局長 決 裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、テレワークを行う者の周辺地域への移住を促進するため、岡山県外から本市に転入し周辺地域に居住地を構える者に対し、予算の範囲内において岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 周辺地域 別表に定める小学校区をいう。
- (2) 転入 本市に住所を定め、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づき住民登録することをいう。
- (3) テレワーク 情報通信技術を利用して行う事業場外勤務等をいう。
- (4) 通信環境整備 テレワークを行うに当たり必要となるインターネット通信環境の整備をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、岡山県外から転入し周辺地域に居住地を構え、テレワークを行うための通信環境を整備する事業とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、次の各号に掲げる要件の全てを満たす者とする。

(1) 本市に転入する直前に1年以上岡山県外に在住している者であること。

(2) 次の要件のいずれかを満たす者であること。

ア 岡山県外の企業等を勤務場所としながら、テレワークをしている者

イ 岡山県外に事業所を置いて事業を行っていた個人事業主で、企業等から継続して受注しながらテレワークをしている者

ウ 就職・転職により、新たにテレワークを始める者

エ 起業により、新たにテレワークを始める者

(3) 年度内に自己の意思により周辺地域に転入する者であること。

2 前項の規定にかかわらず、世帯員も含め次の各号のいずれかに該当する者は、補助事業者としない。

(1) 本市税を完納していない者

- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。以下この号において「暴力団員」という。）又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (3) 国、県又は他の市町村から通信環境整備に係る補助や公的扶助、並びに地方創生テレワーク交付金を活用した取組の中で企業等から資金提供をされている者
- (4) 規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない者

（補助金の交付の制限）

第5条 補助金は、世帯を単位とし、1世帯につき1回限り支給するものとする。ただし、前年度の3月末まで補助金の交付を受けてテレワークをしていた者が引き続き当年度の4月以降もテレワークをする場合には、当年度の利用について2回目の支給を行うことができる。

（補助対象経費）

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものとする。

（1）通信環境整備に要する経費

- ア 光回線引き込み工事及び宅内配線設置に係る費用
- イ インターネット通信契約に係る契約料、登録料等
- ウ その他の初期費用（ルータ設定費用等）

（2）通信に要する経費。ただし、月額換算であって契約書等で確認することができ、期間の上限を12か月（前条第1項ただし書の場合にあっては12か月から前年度の申請月数を控除した月数）とし、3月末までの期限とする。（以下「補助対象期間」という。）

- ア 通信回線使用料
- イ プロバイダ料
- ウ 高速通信をするための機器のリース料（ルータ、ONU等）

（補助金額）

第7条 補助金額は、補助対象経費の実費分とする。ただし、100,000円を上限とする。

- 2 前項によって得られた額に1,000円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てるものとする。
- 3 第5条第1項ただし書の場合において、前年度の交付確定額と合算し、100,000円を超えないものとする。

（交付の申請）

第8条 補助金の交付を申請しようとする者は、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備

補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。

- (1) 第4条第1項第1号を満たすことを証する世帯全員の住民票
 - (2) 通信環境整備に要する経費及びその内訳が分かる書類
 - (3) 通信に要する経費及びその内訳が分かる書類
 - (4) 本市が補助事業者及び同居する世帯員の住民基本台帳の情報及び本市税納付状況の確認並びに岡山県警本部に暴力団ではないことを照会することの同意書（様式第2号）
 - (5) 前各号に掲げるもののほか，市長が必要と認めるもの
- 2 前項の規定にかかわらず，第5条第1項ただし書の場合において，次年度に2回目の補助金の交付を受けようとする者が申請書を提出するときは，第1項に掲げる書類を省略することができる。
- 3 規則第5条第2項の規定に基づき，同条第1項第1号から第4号までの書類の添付は要しないものとする。

（交付決定）

第9条 規則第8条の規定による通知は，岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付決定通知書（様式第3号）により行うものとする。

（補助金の交付申請の変更又は中止）

- 第10条 補助事業者は，規則第12条の規定による変更又は中止の申請を行うときは，岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付変更申請書（様式第4号）に，第8条第1項各号に掲げる書類のうち市長が指示するものを添付し，市長に提出しなければならない。
- 2 市長は，前項の申請により決定の内容を変更したときは，申請者に対し，岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付変更決定通知書（様式第5号）で通知するものとする。

（着手届及び完了届の免除）

第11条 規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

- 第12条 規則第16条の規定による報告は，岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金実績報告書（様式第6号）に次に掲げる書類を添付して，市長に提出しなければならない。
- (1) 通信環境整備に要する経費の領収書又はそれに代わるもの
 - (2) 補助対象期間の通信に要する経費の領収書又はそれに代わるもの
 - (3) 岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金利用に係るアンケート（様式第7号。以下「アンケート」という。）

(4) 第4条第1項第2号ア又はウの場合にあつては、テレワーク勤務証明書（様式第8号）又はテレワークによる就労を証明する書類

(5) 第4条第1項第2号イ又はエの場合にあつては、所得税法第229条に基づく開業届若しくは昨年の確定申告書の写し等

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、第5条第1項ただし書の場合においては、次年度分のアンケートの提出を省略することができる。

（補助金額の確定）

第13条 規則第17条の規定による通知は、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金確定通知書（様式第9号）により行うものとする。

（交付の請求）

第14条 規則第19条第2項の規定による補助金の交付の請求は、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付請求書（様式第10号）に、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金確定通知書の写しを添付し、市長に提出しなければならない。

（委任）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、市民協働局長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年10月1日から施行する。

(別表) 第2条関係

周辺地域に該当する小学校区

北区	足守, 加茂, 蛍明, 五城, 庄内, 竹枝, 建部, 中山, 平津, 福渡, 野谷, 牧石, 馬屋上, 馬屋下, 御津, 御津南, 桃丘, 横井, 鯉山
東区	朝日, 浮田, 大宮, 雄神, 開成, 可知, 芥子山, 江西, 幸島, 古都, 西大寺, 西大寺南, 城東台, 太伯, 千種, 角山, 豊, 平島, 政田, 御休
南区	甲浦, 興除, 小串, 妹尾, 曾根, 第一藤田, 第二藤田, 第三藤田, 灘崎 (迫川含む), 七区, 東畦, 彦崎, 箕島

様式第 1 号 (第 8 条関係)

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所
氏名

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第 8 条の規定により、次のとおり申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助対象期間		年 月分 から 年 月分まで	
補助対象経費		通信環境整備に要する経費	円
		通信に要する経費	円
		計	円
補助金額		① 補助対象経費	円
		② 上限額	100,000 円
		③ 100,000円-前年度に交付確定した通信環境整備補助金	円
		④ 補助金額 (①~③の最小とし, 1,000円未満切捨)	円
添付書類		1 様式第 1 号別紙 2 住民票 3 通信環境整備に要する経費及びその内訳が分かる書類 4 通信に要する経費及びその内訳が分かる書類 5 同意書 (様式第 2 号) 6 その他市長が必要と認めるもの ※ 2~6 について, 前年度の 3 月末まで補助金の交付を受けてテレワークをしていた者が引き続き当年度の 4 月以降もテレワークをする場合には添付不要。	
* 担当課所見			

*印の欄は記入しないこと。

補助対象経費内訳表

①通信環境整備に要する経費 合計金額 _____ 円 （ア+イ+ウ）

ア. 光回線引き込み工事及び宅内配線設置に係る費用 _____ 円

イ. インターネット通信契約に係る契約料，登録料等 _____ 円

ウ. その他の初期費用 _____ 円

（内訳）

内容	金額
	円
	円
	円
	円
合計金額	円

②通信に要する経費 合計金額 _____ 円/月

（内訳）

内容	金額
通信回線使用料	円/月
プロバイダ料	円/月
高速通信をするための機器のリース料	円/月
合計金額	円/月

様式第2号（第8条関係）

年 月 日

同意書

岡山市長 様

申請人

住所

〒

氏名

生年月日 年 月 日

私及び同居する世帯員は、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金の申請及び実績報告の内容を審査するため、下記について同意します。

記

1. 私及び同居する世帯員の周辺地域への転入について、岡山市長が住民基本台帳の情報を閲覧・照会することに同意します。
2. 私及び同居する世帯員の岡山市税納付状況を岡山市長が閲覧・確認することに同意します。
3. 私及び同居する世帯員の、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号への該当の有無について、岡山市長が岡山県警察本部に照会することに同意します。

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付決定通知書

岡山市指令市協総第 号
年 月 日

申請人

住所

氏名

様

岡山市長

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第9条の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助対象経費			円
補助金額			円
交付予定時期		補助対象期間終了後	
交付条件		1 補助事業の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の時期内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号）及び岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

注 上記の交付決定に対して不服がある場合は、この通知書受領の日から20日以内に文書で申請の取下げをすること。
また、議会で予算の議決が得られない場合、又は、その予算執行の承認が得られない場合は、補助金の交付を行わない。

様式第4号（第10条関係）

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付変更申請書

年 月 日

岡山市長 様

申請人

住所

氏名

年 月 日付け岡山市指令市協総第 号で交付決定のあった補助金の交付について、次のとおり変更したいので、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第10条第1項の規定により申請します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
変更の内容			
変更又は中止の理由			
変更前	補助対象経費		円
	補助金の額		円
変更後	補助対象経費		円
	補助金の額		円
添付書類		1 市長が必要とするもの（ ）	

様式第 5 号（第 1 0 条関係）

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付変更決定通知書

岡山市指令市協総第 号
年 月 日

申請人
住所
氏名 様

岡山市長

年 月 日付けで変更申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第 1 0 条第 2 項の規定により通知します。

補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助対象経費			円
補助金の額			円
交付条件		1 補助事業等の内容を変更するときは、市長の承認を受けること。 2 補助事業を中止するときは、市長の承認を受けること。 3 補助事業が予定の時期内に完了しないとき、又は遂行が困難となったときは、すみやかに市長に報告してその指示を受けること。 4 申請人は、岡山市補助金等交付規則（昭和 4 8 年市規則第 1 6 号）及び岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱に定めるところに従わなければならない。	

様式第 6 号 (第 1 2 条関係)

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金実績報告書

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所
氏名

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第 1 2 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令市協総第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助対象期間	年 月分 から 年 月分まで		
補助金等の交付決定通知額	円		
補助金等の経費精算額	円		
補助事業等の経過及び内容			
添付書類	1 通信環境整備に要する経費の領収書又はそれに代わるもの 2 補助対象期間の通信に要する経費の領収書又はそれに代わるもの 3 岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金利用に係るアンケート (様式第 7 号) 4 テレワーク勤務証明書又はテレワークによる就労を証明する書類 (第 4 条第 1 項第 2 号ア又はウの場合に限る) 5 所得税法第 2 2 9 条に基づく開業届若しくは昨年の確定申告書の写し等 (第 4 条第 1 項第 2 号イ又はエの場合に限る) 6 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの		
* 報告事項審査結果 (担当課)			

注 *印の欄は記入しないこと

様式第7号（第12条関係）

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金利用に係るアンケート

年 月 日

岡山市長 様

申請人
住所
氏名

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第12条第1項第2号の規定により、次のアンケートに回答します。

- ① 移住先の情報収集の主な方法を教えてください。（番号に○，複数回答可）
1. 自治体のホームページ
 2. 自治体以外のホームページ（サイト名： _____）
 3. SNS（LINE・Facebook・Twitter・Instagram・その他（ _____ ））
 4. 移住関連書籍（書籍名： _____）
 5. 自治体の相談窓口
 6. ふるさと回帰支援センター
 7. 民間の移住支援団体
 8. 先輩移住者
 9. 親族・知人
 10. 移住相談会
 11. 現地の下見
 12. 移住下見（体験）ツアー
 13. その他（ _____ ）
- ② 移住をしようと思ったきっかけを教えてください。（番号に○，複数回答可）
1. のどかな田舎暮らしがしたい
 2. 程よい都会暮らしがしたい
 3. 密な生活環境を変えたい
 4. オンラインによる仕事が可能になった
 5. 就職・転職をしたい
 6. 起業したい
 7. 農業をしたい
 8. 地元に戻りたい
 9. 子育て環境を充実させたい
 10. 親の介護
 11. 美味しい食べ物や水
 12. 自然災害から身を守りたい
 13. 生活コストを下げたい
 14. 退職によるセカンドライフ
 15. 趣味を充実させたい
 16. マイホームを手に入れたい
 17. その他（ _____ ）
- ③ 岡山市を移住先に決めた理由を教えてください。（番号に○，複数回答可）
1. 都市の規模が程よい
 2. 都市生活と自然がマッチしている
 3. 生活が便利である
 4. 自然災害が少ない
 5. 気候が温暖
 6. 自然が豊か
 7. 食べ物や水が美味しい
 8. 物価（地価）が安い
 9. 公共交通機関が充実して便利
 10. 交通の結節点で周辺に出かけやすい
 11. 仕事が探しやすい
 12. やりたい仕事がある
 13. 起業支援が整っている
 14. 就農支援が整っている
 15. 通信インフラが整っている
 16. 医療体制が整っている
 17. 教育機関が整っている
 18. 自然豊かな環境で子育てができる
 19. 親の介護が必要
 20. 岡山市（岡山県）が出身地である
 21. 親族・知人宅から近い
 22. 知人のすすめ・クチコミ
 23. 移住支援体制が整っている
 24. 観光に行って印象が良かった
 25. その他（ _____ ）

岡山市長 様

所在地
法人の名称
代表者
電話番号
担当者

テレワーク勤務証明書

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者氏名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
勤務形態	企業等からの命令ではなく、勤務者の意思による移住であり、従前の業務を引き続き行うものである
資金提供	当該勤務者に対して、地方創生テレワーク交付金を活用した取り組みの中で、企業等から勤務者に資金提供されていない

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付に係る事務のため、勤務者の雇用形態などについての情報を、岡山市の求めに応じて提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第9号（第13条関係）

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金確定通知書

第 号
年 月 日

申請人
住所
氏名 様

岡山市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を確定したので、岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第13条の規定により通知します。

指今年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令市協総第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助金等の交付決定通知額		円	
補助事業等の対象経費		円	
補助額		補助対象経費の実費分。ただし、100,000円及び100,000円から前年度に交付確定した通信環境整備補助金を差し引いた金額と比べ少ない方（1,000円未満切り捨て）	
補助金等の交付確定額		円	
(交付決定通知合計額) － (交付確定合計額)		円	

様式第10号（第14条関係）

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付請求書

年 月 日

岡山市長 様

申請人

住所

氏名

署名又は記名押印

岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金交付要綱第14条の規定により、次のとおり請求します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	岡山市指令市協総第 号
補助年度	年度	補助金等の名称	岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金
補助金等の交付決定通知額			円
補助金等の交付確定合計額			円
今回交付請求額			円
未交付額			円
添付書類		岡山市周辺地域移住者のための通信環境整備補助金確定通知書（様式第9号）の写し	